

令和4年度事業計画

(I) 基本方針3

令和3年度前半は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が国民全体に進むにつれ収束に向かい、社会への影響が小さくなると思われた。しかしながら変異株の出現により現在も先が見通せない状況にあり、残念ながら当連合会の活動も以前の状態に戻ることができなかった。令和4年度こそは、事態の回復を願うばかりである。

県の委託事業である「母子家庭交流・生活支援事業」においては、地域における各母子寡婦福祉会の活動が十分に行うことができず、この状態が2年間も続いている。活動実績の低下に伴い県の予算が年々減少しており、このまま活動が低迷していかないか不安を感じている。令和4年度は新型コロナウイルス感染症が少しでも早く収束に向かい、各母子寡婦福祉会の活動実績の回復を目指したい。

一方、就業支援であるパソコン教室や看護学校受験対策講座・資格取得セミナーは、感染対策とオンラインを活用し計画通り実施することができた。令和4年度も引き続きこのような形で実施していきたい。また、女性弁護士による法律相談は、今までの平日開催に加え土・日曜日にも開催することになり開催回数が増加した。併せて、土・日曜日には託児付きで行うことにしたため、利用者も増加した。令和4年度もその周知に努め、更に利用者の拡大に努めていきたい。

令和2年度に引き続き3年度も当連合会の在り方や運営について検討・見直しを図ってきた。その一つとして、当連合会の名称を令和4年3月1日から「埼玉県ひとり親福祉連合会」に変更することにした。併せて、愛称を広く一般の方も含め募集を行い、令和4年度当初には決定し発表する予定である。会報誌のリニューアルや公式ラインの開設、ホームページの充実などの情報発信やオンラインセミナーの開催などあらたな会員の確保に取り組んできたところであるが、更に情報発信に力を入れ会員の拡大を目指し、当連合会全体の活動の活性化に努めていきたい。

そして、今年度の関東地区母子寡婦福祉研修大会の開催に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながらその準備を進めているところである。各関東地区母子寡婦福祉団体と協力するとともに、埼玉県やさいたま市などの関係機関と連携を図りながら開催団体としてその役割を務めるものである。

(II) 活動テーマ等

全国母子寡婦福祉団体協議会が定めた令和3年度の全国統一活動テーマに基づいて、当連合会及び傘下の母子寡婦福祉会の活動を実施していく。

- 1 全国統一活動テーマ：つなごう人の輪、守ろう地域の輪
- 2 母子に関するテーマ：目指そう自立、活かそう支援策
母子・寡婦に共通するテーマ：母子と寡婦、共に育む子どもの未来
ひとり親家庭の子どもに関するテーマ：すべての子どもに安心と希望を！

(Ⅲ) 事業内容

1 公益目的事業

(1) 公益目的事業 1：母子家庭等交流・生活支援事業

子育て支援セミナー・ひとり親家庭親子ふれあい事業等

地域の母子寡婦福祉会による各種会合を実施するとともに、地域相談員が地域で孤立しがちなひとり親家庭等に対して同じ仲間目線で相談支援を行うことにより、地域におけるひとり親家庭の見守り体制を保持していく。

ア 地域相談員養成研修

地域の母子寡婦福祉会の役員を主な対象として相談技術や福祉制度等に関する研修を実施し、研修修了者には地域相談員を委嘱して地域のひとり親家庭の良き相談役として活動してもらう。

イ 交流会・相談会・生活支援講習会の開催

地域の母子寡婦福祉会は、地域の実情に応じて相談会とともに交流会を開催し、孤立しがちなひとり親家庭に対して仲間との交流の場を提供する。併せて、子育てや健康、家計管理に関する講習会なども開催をする。これらの会合には会員の周りのひとり親にも参加を広く呼びかける。

この活動の中で、地域相談員は悩み事を抱えているひとり親に対して、仲間目線に立ったアドバイスを行っていく。必要に応じて関係機関に繋げていくとともに継続的な見守り活動を行っていく。

なお、当連合会では、相談指導員（事務局員）により活動内容や事務処理に関するアドバイスを行う。また、県広域での交流会の実施や母子寡婦福祉会のない地域のひとり親家庭の支援も行っていく。なお、夜間電話相談窓口は県の予算削減により中止となる。

ウ ひとり親家庭訪問事業の実施

地域相談員等を対象に、訪問支援や相談スキルを身につけるための研修を実施する。

訪問支援の実施団体「埼玉ホームスタート推進協議会」と連携し、ひとり親家庭に対する支援を実施する。

オ 子育て支援セミナー・交流会の開催

収益事業の果実を主な原資として、子育て支援セミナー及びクリスマス会等を実施する。各行事では、会員・非会員を問わず母子寡婦福祉会のない地域のひとり親も対象にした交流会を開催し、仲間作りを促進するとともに母子会への加入を働きかける。

カ 外部団体が主催する社会貢献活動への協力

民間企業や他の非営利活動法人などが行うひとり親家庭に対する社会貢献活動（三菱商事：母と子の自然教室、ローソン：給付型奨学金制度、りそな未来財団：りそな DAY キャンプなど）に協力し、ひとり親家庭の福祉向上に寄与していく。

- (2) 公益目的事業2： 埼玉県母子・父子福祉センター法律相談等事業
埼玉県ひとり親家庭資格取得応援事業
ひとり親家庭向け研修会開催事業

ア 法律相談

女性弁護士にお願いし、当連合会所在地であるさいたま市で実施するとともに、交通の利便性を考え東部地区（春日部市）及び西部地区（川越市）においても実施する。また、今年度も土・日曜日においても実施し、合計年24回（1回につき3相談枠を設定）を予定とする。

イ 技能講習会（パソコン教室）

就職や転職時での地位向上に必要なパソコン技能の習得を目的として、講習会（平日コース・休日コース）を開催する。ワード講座においては初心者から資格取得希望者までの受講を可能とし、他にワードとエクセルのどちらかを選択できる講座も開講する。また託児サービスを提供し、受講者のニーズにあった利便性を高めるとともに、西部地域でも開講し地域的利便性を確保する。

ウ 就業支援講座

就職・転職に際して必要となる知識・技術の習得を目的とした講習会をパソコン教室と一体的に開催する。

また、埼玉县委託事業「埼玉県ひとり親家庭資格取得応援事業」においては、正規雇用に結びつきやすい資格取得やより条件のよい転職を支援するため、県内3会場において看護学校受験対策講座及び資格取得セミナーを実施する。

エ ひとり親家庭向け研修会

収益事業の果実及び共同募金助成事業を主な原資として、ひとり親家庭の生活に役立つテーマで、誰でも気軽に参加できる研修会を年2回開催していく。

- (3) 公益目的事業3： 情報提供活動・研修会参加・市町村団体助成事業

収益事業の果実及び共同募金助成事業を主な原資として、以下の事業を実施する。

ア 情報提供

①会報誌「ひまわり」の発行

定期的な発行により、県連合会及び母子寡婦福祉会の活動の紹介やひとり親家庭のための有益な情報を提供していく。

②ホームページの更新

当連合会活動の情報開示の場とするとともに、広くひとり親家庭に対する情報提供の窓口として、傘下の母子寡婦福祉会の活動の情報やひとり親家庭にとって必要と思われる各種情報を迅速に提供し、母子寡婦福祉会の魅力を発信していく。

③『事業概要』『市町村団体調べ』の作成

当連合会の歴史の変遷を記録するとともに、当会の毎年の活動を関係機関に周知していただき、傘下の母子寡婦福祉会の現況を相互に認識して貰い、活動の強化を図っていく。

④SNSを活用した情報提供

ひとり親世代のコミュニケーションツールの一つとして利便性の高いラインをは

じめ SNS をさらに活用し、情報を迅速に提供していく。

イ 各種研修会参加

今年度は第75回関東地区母子寡婦福祉研修大会の開催団体として、4月に会長・理事長会議を開催し、大会開催に向けて取り組んでいく。また、開催終了後は、会計精算など事後処理を行い、次の大会開催団体に引継ぎを行っていく。また、全国研修大会などには積極的に参加をし、先進的な事例を学ぶことにより、本県における各母子寡婦福祉会をはじめ活動の質的向上を目指す。

ウ 市町村団体助成

財政基盤の比較的弱い市町村の母子寡婦福祉会の活動に引き続き助成を行うことにより、地域におけるひとり親家庭の活動を強化する。

2 収益事業

(1) 収益事業1：母子福祉会館の経営

基本財産である母子福祉会館を引き続き「埼玉県手をつなぐ育成会」に賃貸し自主財源を確保する。また、引き続き今後については育成会と協力しながら協議し対応していく。

(2) 収益事業2：清涼飲料水自動販売機の設置運営及び物品の斡旋

自動販売機を設置することにより手数料収入を得るとともに、観劇及び全母子協指定業者（堀内八郎兵衛）の物品を各母子寡婦福祉会はもとより広く積極的に斡旋することにより落ち込んでいる収益の挽回を図る。

また、各母子会で直面する自動販売機の設置に伴う一般競争入札の動きにも、当連合会として個別に対応していく。

3 法人運営

(1) 今年度は、関東地区母子寡婦福祉研修大会の開催にむけて、役員をはじめ会員と協力しながら準備・開催に努める。

(2) 母子部については、引き続きクリスマス会など広域の行事について企画・運営を行う。また、ホームページや SNS を通じて積極的に情報発信をすることにより若年ひとり親世代の会員確保を目指し、母子寡婦福祉会のない市町村での広域母子会員の加入促進を進め、会員数の増加を図る。

(3) 収益事業の収益が年々減少しており、当連合会の活動に影響を与え始めている。あらためて会員に対する収益事業への協力を求めていくとともに、広く一般の方にも周知を図り協力を求めていく。

(4) 全母子協とともに、ひとり親家庭の生活向上に関する事項、当連合会の運営に関する事項などについて陳情要望活動を行う。